（価額競争の参加の申請）

第二十五条の八の三　法第二十七条の二十の三第一項の価額競争の参加の申請をしようとする者は、申請書に当該申請書及び同条第二項に定める添付書類の写し一通を添付しなければならない。

2　法第二十七条の二十の三第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該申請書に対応する価額競争実施指針が示された告示の件名及び告示番号

二　特定高周波数無線局の開設を必要とする理由

三　特定高周波数無線局の開設の予定期日（一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する日の予定期日をいう。）

四　法第二十七条の二十の二第二項第三号に基づき価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分のうち、申請者が該当するもの

五　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法

六　法第二十七条の二十の二第二項第六号の規定に基づき価額競争実施指針において定める事項に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の二十の二第二項第七号に基づき価額競争実施指針において定める事項に関する事項

3　第一項の申請書の様式は別表第八号の七のとおりとし、当該申請書の添付書類の様式は別表第八号の八のとおりとする。

（届出を要しない申請書の記載内容の変更）

第二十五条の八の四　法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名

二　前条第二項第一号に掲げる事項

（外国の無線局等の運用の許可手続）

第三十条の二　法第百三条の七の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2　前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　法第百三条の七第一項各号に掲げる無線局の別

［四～六　略］

［3・4　略］

別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［新設］

（外国の無線局等の運用の許可手続）

［新設］

第三十条の二　法第百三条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2　［同上］

［一・二　同上］

三　法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別

［四～六　同上］

［3・4　同上］

別表第二号第３　［同左］